

プライバシーマーク制度設置及び運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 JISQ15001」(以下「JIS」という。)に適合した個人情報の適切な保護を促進するため、プライバシーマーク制度の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(プライバシーマーク制度)

第2条 財団法人日本情報処理開発協会(以下「協会」という。)は、事業者の申請に基づき、JISに適合して個人情報の適切な保護のための体制を整備している旨を示す特別の表示であるプライバシーマークを付与(以下「プライバシーマーク付与」という。)するプライバシーマーク制度を設ける。

(付与認定)

第3条 プライバシーマーク付与は、事業者の個人情報保護マネジメントシステムがJISに適合している旨の認定(以下「プライバシーマーク付与認定」という。)を受けた事業者にのみ、これを行う。

2 事業者の属する事業者団体が、JIS又は行政機関等の定めた指針その他のガイドラインに準拠して個人情報保護のための業界ガイドラインを策定している場合は、個人情報保護マネジメントシステムは、当該業界ガイドラインにも適合するものでなければならない。

3 プライバシーマーク付与は、協会がプライバシーマーク付与認定を受けた事業者とプライバシーマーク付与契約を締結し、当該契約において当該事業者にプライバシーマークの通常使用権を許諾することにより行う。

(商標権)

第4条 プライバシーマークは、様式第1のとおりとする。

2 プライバシーマークは、協会が商標登録を受け、商標権者となる。

(指定機関)

第5条 事業者団体その他の団体で事業における個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつプライバシーマーク付与認定に係る業務を適確に実施する能力があると認められるもの(公益法人その他の本邦の法律に基づき設立された団体又はこれらと同等と協会が認めた事業者団体で、非営利のものに限る。)は、協会の指定を受けて、プライバシーマーク付与認定指定機関(以

下「指定機関」という。)になることができる。

2 指定機関は、この要領及び第 26 条第 2 項の指定機関の指定に関する契約に定めるところに従い、第 2 章から第 4 章までの規定により指定機関が行うものとされたプライバシーマーク付与認定に係る業務（以下「指定業務」という。）を行う。

第 2 章 認定及び付与

(プライバシーマーク付与認定の申請)

第 6 条 プライバシーマーク付与認定を受けようとする事業者は、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない。

- (1) 所定の様式による申請書
- (2) 登記事項証明書その他の申請者の実在を証する公的書類
- (3) 定款、寄附行為その他これらに準ずる規程類及び個人情報の取扱いに係る事業を説明する書類
- (4) 役員の名簿
- (5) 個人情報保護マネジメントシステム
- (6) 個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等
- (7) 所定の様式による申請者が第 8 条各号に該当しない旨を申告する書面
- (8) その他指定機関が指示する書類又は申請者が適当と認める書類

(事業拠点)

第 7 条 プライバシーマーク付与認定の申請は、申請に係る事業の拠点を本邦内に有する事業者に限り、することができる。

2 外国法人の申請は、次のいずれにも該当する場合に限り、することができる。

- (1) 本邦の法律に基づいて支店として登記している場合
- (2) 個人情報の取扱いが親会社となる外国法人と一体となっていない場合

(欠格条項)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する事業者（実質的に同一とみなすべき事業者を含む。）は、プライバシーマーク付与認定を受けることができない。

- (1) 申請の日前 3 か月以内に、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の規定により否認決定を受けた事業者、第 10 条第 5 項の規定により審査の打切りを受けた事業者又は第 14 条第 3 項の規定によりプライバシーマーク付与認定が失効した事業者
- (2) 申請の日前 1 年以内に第 10 条第 6 項の規定による審査打切り、第 22 条第 1 項の規定によるプライバシーマーク付与認定の取消し又は第 36 条第 2 項の規定によるプライバシーマーク付与契約の解除を受けた事業者
- (3) 個人情報の取扱いにおいて発生した個人情報の外部への漏洩その他本人の権利利益の侵害

により、この要領に基づき別に定める基準により判断された申請を不可とする期間を経過していない事業者

(4) 前条の規定に適合しない事業者

(5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(6) 別に定める基準に該当する事業者

(申請料)

第9条 申請者は、申請に当たり別に定める申請料を指定機関に納付しなければならない。

2 指定機関は、前項の申請料の納付があるまでは申請の審査をせず、申請の日から1か月以内に納付がないときは、プライバシーマーク付与認定をしない旨の決定をし、その旨をその理由を付して申請者に通知する。

3 申請者は、いったん納付した申請料については、返還を請求することができない。

(審査)

第10条 指定機関は、第8条に規定する事項のほか申請者の個人情報保護マネジメントシステムのJISへの適合性について審査を行う。

2 前項の審査においては、審査基準として次の事項を重視する。

(1) 個人情報保護マネジメントシステム及び個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等の整備

(2) 個人情報の管理者の設置、個人情報保護の責任及び役割の分担の明確化その他個人情報の適切な保護のための組織の整備

(3) 個人情報の収集、利用又は提供に従事する役職員に対する年1回以上の教育

(4) 個人情報の取扱い及び保護の状況についての年1回以上の監査

(5) 個人情報保護に関する本人及び消費者からの要求、苦情、相談等窓口の常時設置及びその対外的広報

(6) 個人情報の処理に係る情報システムにおける秘密の保持、外部からの侵入又は外部への漏洩の防止その他の安全管理上の措置

(7) 個人情報の提供又は外部への処理の委託における個人情報の保護及び責任の分担に関する契約の締結その他の個人情報保護のための措置

3 指定機関は、審査のために必要があると認めるときは、申請者の事業所における実地調査を行うことができる。

4 指定機関は、別に定める審査料を申請者に請求することができる。また、前項の規定により実施した調査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、指定機関の規定に基づき、申請者に請求することができる（以下この条において審査料と旅費とを合わせて「審査料等」という。）。

5 指定機関は、申請者に請求した審査料等の入金が3ヶ月以内に確認できない場合は、審査を中断又は打ち切ることができる。

6 指定機関は、審査の過程において次の事項が発見されたときは、審査を打ち切ることができる。

- (1) 申請に係る事項に虚偽があったとき。
- (2) 申請者の従業者以外の者が審査に立ち会ったとき。

7 指定機関は、第5項又は第6項の規定により審査を打ち切る場合であっても、審査料等を請求するものとする。

8 申請者は、納付した審査料等については、返還を請求することができない。

(認定)

第11条 指定機関は、前条第1項の審査の結果に基づき、当該申請者に対するプライバシーマーク付与認定又はこれを否とする旨の決定（以下「否認決定」という。）をし、その内容を申請者に通知する。

2 プライバシーマーク付与認定には、指定機関が第4章の規定による措置をとることがある旨を条件として付するものとする。

3 当該事業者と直接的な利害関係を有する者は、付与認定の決定に加わってはならない。

4 指定機関は、プライバシーマーク付与認定をしたときは、その旨を協会に通知する。

5 否認決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。

(再審査)

第12条 否認決定を受けた申請者は、当該否認決定の日から3か月以内に、その理由となった事項について改善のための措置を講じ再審査の請求をすることができる。

2 指定機関は、前項の請求があつたときは、当該請求における改善のための措置について審査し、改めて当該申請者に対するプライバシーマーク付与認定又は否認決定をする。

3 第1項の請求は、一の申請について1回に限りすることができる。

(プライバシーマーク付与に係る契約)

第13条 プライバシーマーク付与認定を受けた事業者は、協会とプライバシーマーク付与契約（以下この条及び次条第1項において「契約」という。）を締結しなければならない。

2 契約は、別紙第1-Iのとおりとする。

3 契約を締結した事業者は、プライバシーマーク付与認定の申請の範囲において、この要領及び契約に定めるところに従い、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

4 契約の有効期間は、プライバシーマーク付与認定の日から11日目の協会の営業日（土曜、日曜、祝日及び年末年始の休業日を除く。）から2年間とする。

5 協会は、事業者と契約を締結したときは、その旨を指定機関に通知する。

6 協会は、事業者と契約を締結したときは、事業者に対し様式第2によるプライバシーマーク使用許諾証を交付する。

7 第1項の規定による契約をプライバシーマーク付与認定の日から3ヶ月以内に締結しない場合は、プライバシーマーク付与認定は、失効する。

(使用料)

第14条 協会と契約を締結した事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。

2 事業者は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

3 第1項の規定によるプライバシーマーク使用料の2年分を協会が請求してから3ヶ月以内に納付しない場合は、プライバシーマーク付与認定は、失効する。

(申請に係る事項の変更等)

第15条 事業者は、第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、速やかに指定機関に報告しなければならない。

2 指定機関は、事業者について合併又は分社化があったときは、当該事業者のプライバシーマーク制度上の地位の存続又はその地位の他の事業者による承継の可否について審査し、決定する。事業者について合併又は分社化以外の態様における営業譲渡があったときも、同様とする。

3 前項前段の規定による審査及び決定のための手続については、プライバシーマーク事務局がプライバシーマーク制度委員会の審議を経て決める。

(事業者の登録)

第16条 協会及び指定機関は、所定の登録簿を備え、協会とプライバシーマーク使用契約を締結した事業者に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会及び指定機関のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

(1) 事業所名及び代表者名

(2) 事業所所在地

(3) 個人情報の取扱いに係る事業の内容

(4) プライバシーマーク付与認定をした指定機関の名称及び所在地

(5) プライバシーマーク付与認定の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。）

(6) プライバシーマーク付与契約の締結の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。）

(7) 本人及び消費者窓口の所在に関する情報

2 指定機関及び協会は、プライバシーマーク付与認定又はプライバシーマーク付与契約が有効期間の満了又は取消し若しくは解除により失効したときは、当該事業者について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。

第3章 更新

(認定の更新)

第17条 プライバシーマーク付与契約に基づきプライバシーマークを使用している事業者で個人情報取扱い及び保護がJISに適合して適切であると認められる者は、プライバシーマーク付与契約の有効期間（この項の規定によりプライバシーマーク付与契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、プライバシーマーク付与契約の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする事業者は、プライバシーマーク付与契約の有効期間の満了前4か月以内3か月前までに、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない。ただし、事業者が第5項の規定に該当する場合を除く。

(1) 所定の様式による更新申請書

(2) 第6条第2号から第8号までに掲げる書類

(3) 事業における個人情報の取扱い及び保護の状況についての監査報告書

3 指定機関は、審査の結果に基づき、第1項の更新の可否について決定し、その内容を申請者及び協会に通知する。

4 第8条第3号及び第4号、第9条、第10条並びに第11条第4項の規定は、第1項の更新について準用する。

5 プライバシーマーク付与契約の有効期間の満了前4ヶ月前までに第21条の2の規定による一時停止が終了していない事業者は、第1項に規定する更新を受けようとする場合には、当該一時停止が終了した日から1ヶ月以内に第2項各号に規定する申請書類を指定機関に提出しなければならない。

(付与契約の更新及び有効期間)

第18条 協会は、前条第3項の規定によりプライバシーマーク付与認定の更新を可とする通知があったときは、協会が申請者と締結していたプライバシーマーク付与契約を更新し、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証を交付する。

2 更新後のプライバシーマーク付与契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。

3 指定機関が更新の可否について決定するまでの間は、当該更新申請に係るプライバシーマーク付与契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとするが、有効期間の満了後に経過した期間については、前項の規定により、更新後のプライバシーマーク付与契約の期間に算入する。

(使用料)

第19条 前条第1項の規定によるプライバシーマーク付与契約の更新を受けた事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項のプライバシーマーク使用料について準用する。

第4章 調査及び措置

(事故の報告)

第19条の2 プライバシーマーク付与を受けた事業者は、個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに指定機関に報告しなければならない。

(調査)

第20条 指定機関は、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマークを使用している事業者に対し個人情報の取扱い及び保護並びにプライバシーマーク使用の状況について報告を求めるとともに、これらについて監査報告書を求めることができる。

2 指定機関は、必要があると認めるときは、当該事業者の事業所における調査を行うことができる。

3 指定機関は、前項の調査に係る経費について事業者に請求することができる。

(措置)

第21条 指定機関は、前条の規定による調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、この要領に基づき別に定める基準により、事業者に対し個人情報の取扱い及びプライバシーマーク使用について、注意、勧告、認定の一時停止又は認定の取消しの措置（以下「措置」という。）を講じることができる。

2 指定機関は、必要があると認めるときは、調査の結果及びそれに対する注意又は勧告についてあらかじめ協会に報告し、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で、注意又は勧告を行うものとする。

3 当該事業者と直接的な利害関係を有する者は、指定機関の措置の決定に加わってはならない。また、当該事業者と直接的な利害関係を有する者又は当該措置を決定する指定機関と直接的な利害関係を有する者は、プライバシーマーク制度委員会の審議に加わってはならない。

4 指定機関は、措置をしたときは、その旨を協会に報告するものとする。

(認定の一時停止)

第21条の2 指定機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了条件を付した上で、1年未満の期間を定め、事業者に対するプライバシーマーク付与認定を一時停止（以下「一時停止」という。）することができる。

(1) 事業者が、前条の規定による注意又は勧告に対し、正当な理由なく従わないとき又は十分な改善を実施していると認められないとき。

(2) 事業者が個人情報の取扱いにおいて発生させた個人情報の外部への漏洩その他本人の権利利益の侵害が、別に定める基準により一時停止相当と判断されるとき。

2 指定機関は、前項の規定に基づいて一時停止する場合は、事前に当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。調査及び弁明の結果、なお一時停止することが適当と判断したときは、

指定機関は、調査及び弁明の結果を協会に報告し、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で、これをしなければならない。

3 指定機関が当該事業者に対して行ったプライバシーマーク付与認定及び協会による当該事業者へのプライバシーマークの使用の許諾は、一時停止を通告した日から効力を停止する。ただし認定有効期間の進行を妨げない。

4 一時停止を受けた事業者は、一時停止が終了するまでは、プライバシーマーク付与認定に関する宣伝及びプライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。

5 指定機関及び協会は、指定機関が第1項の規定により一時停止をしたときは、その旨を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

6 一時停止は、終了条件が満たされたことを指定機関が確認し、その旨を事業者及び協会に通知することによって終了する。

7 指定機関及び協会は、前項の規定により一時停止が終了したときは、その旨を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。協会は、プライバシーマーク使用許諾証を事業者に返還する。

(認定の取消し)

第22条 指定機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対するプライバシーマーク付与認定を取り消すことができる。

(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 事業者が正当な理由なく第20条第1項又は第2項に規定する調査に応じないとき又は調査に際し虚偽の報告をしたとき。

(3) 前条の規定による一時停止に、事業者が正当な理由なく従わないとき、終了条件を満たさないため一時停止が1年を超えたとき又は終了条件を満たすことなくプライバシーマーク付与認定の取消しを申し出たとき。

(4) 事業者が第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定に基づいて取り消す場合は、事前に当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。調査及び弁明の結果、なお取り消すことが適当と判断したときは、指定機関は、調査及び弁明の結果を協会に報告し、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で、これをしなければならない。

3 第1項の規定による取消しがあったときは、指定機関が当該事業者に対してしたプライバシーマーク付与認定及び協会が当該事業者と締結していたプライバシーマーク付与契約は、当該取消しの日から効力を失う。この場合において、取消しを受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。

4 指定機関及び協会は、指定機関が第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

第5章 指定機関

(指定の申請)

第23条 指定機関の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の申請書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 所定の様式による指定申請書
- (2) 登記事項証明書その他の申請団体の実在を証する公的書類
- (3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類
- (4) 役員の名簿
- (5) 指定業務の実施体制及び経理的基礎を説明する書類
- (6) 指定業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報についての安全上の措置を説明する書類
- (7) 申請団体が策定した個人情報保護のための業界ガイドラインがあるときは、当該業界ガイドライン及び個人情報保護に関するその他の規程類
- (8) 個人情報保護に関するその他の事業があるときは、その実施状況（計画を含む。）を説明する書類
- (9) その他協会が指示する書類又は申請団体が適当と認める書類

(欠格条項)

第24条 次の各号のいずれかに該当する団体（実質的に同一とみなすべき団体を含む。）は、指定機関の指定を受けることができない。

- (1) 申請の日前3か月以内に指定機関の指定を否とする旨の決定を受けた団体
- (2) 申請の日前2年以内に指定の取消しを受けた団体
- (3) 性格において第5条第1項に適合しない団体

(審査)

第25条 協会は、前条に規定する事項のほか、別に定める基準について審査を行う。

2 協会は、必要があると認めるときは、申請団体の事務所における審査を行うことができる。

3 協会は、別に定める審査料を申請団体に請求することができる。また、前項の規定に基づいて実施した審査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、協会の規定に基づき、申請団体に請求することができる。

(指定)

第26条 協会は、前条第1項の審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、当該申請団体を指定機関に指定することの可否について決定し、その内容を申請団体に通知する。

2 指定機関の指定は、協会が当該団体と締結する指定機関の指定に関する契約（以下「指定契約」という。）において行う。

3 指定契約は、別紙第2のとおりとする。指定契約を締結した団体は、指定業務の範囲において、この要領及び指定契約に定めるところに従い、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

4 協会は、申請団体と指定契約を締結したときは、当該団体に対し様式第3によるプライバシーマーク付与認定指定機関指定証を交付する。

5 指定契約の有効期間は、締結の日から2年間とする。

6 指定機関の指定を否とする旨の決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。

(プライバシーマーク制度運営規程)

第27条 指定機関は、第2章から第4章までの規定と同等の内容の規定を含むプライバシーマーク制度運営に関する規程を定め、指定業務の実施に当たっては、当該規程によらなければならない。

2 指定機関は、前項の規程を定めたときは、その写しを協会に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第28条 指定機関は、第23条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、速やかに協会に報告しなければならない。

(指定機関の登録)

第29条 協会は、所定の登録簿を備え、指定機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

(1) 指定機関名及び代表者名

(2) 指定機関所在地

(3) 事業の概要

(4) 指定の日（指定契約の締結日をいう。）及びその更新の日（指定契約の更新の日をいう。）

並びにその有効期間（指定契約の有効期間をいい、その更新後の有効期間を含む。以下同じ。）

(5) 事業者、本人及び消費者窓口の所在に関する情報

2 協会は、指定が有効期間の満了又は取消しにより効力を失ったときは、当該団体について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。

(指定契約の更新)

第30条 指定機関は、指定契約の有効期間（この項の規定により指定契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、協会の審査を受けて、指定契約の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする指定機関は、指定契約の有効期間の満了前3か月以内1か月前までに、次の申請書類を協会に提出しなければならない。

(1) 所定の様式による更新申請書

(2) 第23条第2号から第9号までに掲げる書類

3 協会は、審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、第1項の更新の可否について決定し、更新を可とする旨決定したときは指定契約を当該決定した日をもって更新しその旨を、更新を否とする旨決定したときはその旨を、指定機関に通知する。

4 更新後の指定契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。

5 協会が第3項の規定により指定契約を更新し、又は更新を否とする旨決定するまでの間は、指定契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。ただし有効期間の満了後に経過した期間については、前項の規定により、更新後の指定契約の期間に算入する。

6 協会は、第3項の規定により指定契約を更新したときは、指定機関に対し更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク付与認定指定機関指定証を交付する。

7 第24条第3号、第25条及び第26条第6項の規定は、第1項の更新について準用する。

8 第31条第1項から第4項までの規定は、第1項の規定による更新の審査についても準用する。

(事故の報告)

第30条の2 指定機関は、個人情報の取扱いに関する事故等が発生した場合は、速やかに協会に報告しなければならない。

(調査)

第31条 協会は、プライバシーマーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、指定機関に対し指定業務の実施状況について報告を求めることができる。

2 協会は、必要があると認めるときは、当該指定機関の事務所における調査を行うことができる。

3 協会は、第1項の実施状況の調査のため、当該指定機関がプライバシーマーク付与認定のために事業者の事務所に対して実施する審査に立ち会うことを求めることができる。

4 協会は、前二項の規定に基づいて実施した調査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、協会の規定に基づき、指定機関に請求することができる。

(勧告又は要請)

第32条 協会は、前条に規定する調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関に対し指定業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。

(指定の取消し)

第33条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、当該団体に対する指定機関の指定を将来に向かって取り消すことができる。

(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 指定機関が正当な理由なく第31条に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の報告をしたとき。

(3) 指定機関が正当な理由なく前条の規定による要請に従わないとき。

(4) 指定機関が第 24 条第 3 号に該当するに至ったとき。

2 前項の規定による取消しは、協会が当該団体と締結した指定契約を解除することにより行う。

3 第 1 項の規定による取消しを受けた団体は、以後指定業務の実施を中止し、プライバシーマーク付与認定指定機関指定証を協会に返納しなければならない。

4 協会は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、その旨を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

(取消しの効果)

第 34 条 前条第 1 項の規定による取消しを受けた団体が当該取消し前にしたプライバシーマーク付与認定及びこれに基づき協会が事業者と締結したプライバシーマーク付与契約は、当該取消しによって直ちに効力を失わない。ただし、協会が第 36 条の規定による措置をとることを妨げない。

第 5 章の 2 審査員登録制度

(審査員登録制度)

第 34 条の 2 協会は、プライバシーマーク付与認定の審査を行う者が所定の審査能力を有するか否かを審査し、適切と評価した者に資格を与えるとともに、資格取得者を登録することを目的とする審査員登録制度を運営する。

2 プライバシーマーク付与認定の審査は、前項の規定により登録されている者でなければ、これを行うことができない。

3 審査員登録制度の詳細については、別に定める。

(審査員等の資格)

第 34 条の 3 前条第 1 項に規定する資格の種類は、次のとおりとする（以下、三者を総称して「審査員等」という。）。)

(1) プライバシーマーク主任審査員

(2) プライバシーマーク審査員

(3) プライバシーマーク審査員補

2 審査員等の資格の詳細については、別に定める。

第 5 章の 3 研修機関

(研修機関)

第 34 条の 4 本邦の法律に基づいて設立された組織で、審査員等及びプライバシーマーク審査員補になろうとする者（以下「受講対象者」という。）に研修を行う業務を適確に実施する能力があると認められる者は、協会の認定を受けて、プライバシーマーク審査員研修機関（以下「研修機関」という。）になることができる。

2 研修機関は、この要領及び第 34 条の 8 第 2 項の研修機関の認定に関する契約に定めるところ

に従い、受講対象者に必要な知識及び技能を提供する業務（以下「研修業務」という。）を行う。

（認定の申請）

第34条の5 研修機関の認定を受けようとする組織（以下「申請組織」という。）は、次に掲げる申請書類を協会に提出しなければならない。

- （1） 所定の様式による認定申請書
- （2） 登記事項証明書その他の申請組織の存在を証する公的書類
- （3） 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類
- （4） 役員の名簿
- （5） 研修業務の実施体制及び経理的基礎を説明する書類
- （6） 研修業務の実施において受講対象者から取得する書類その他の情報についての安全上の措置を説明する書類
- （7） 研修業務において提供する研修の概要を説明する書類
- （8） 研修業務において講師となる者の適格性を示す書類
- （9） 研修業務において発行する受講証明書及び合格証明書の様式
- （10） その他協会が指示する書類又は申請組織が適当と認める書類

（欠格条項）

第34条の6 次の各号のいずれかに該当する組織（実質的に同一とみなすべき組織を含む。）は、研修機関の認定を受けることができない。

- （1） 申請の日前3か月以内に研修機関の認定を否とする旨の決定を受けた組織
- （2） 申請の日前2年以内に認定の取消しを受けた組織
- （3） 本邦の法律に基づいて設立されたものでない組織

（審査）

第34条の7 協会は、前条に規定する事項のほか、別に定める基準について審査を行う。

2 協会は、必要があると認めるときは、申請組織の事務所及び研修の審査を行うことができる。

3 協会は、別に定める審査料を申請組織に請求することができる。また、前項の規定により実施した審査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、協会の規定に基づき、申請組織に請求することができる（以下この条において審査料と旅費とを合わせて「審査料等」という。）。

4 申請組織は、いったん納付した審査料等については、返還を請求することができない。

（認定）

第34条の8 協会は、前条第1項の審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、申請組織を研修機関として認定することの可否について決定し、その内容を申請組織に通知する。

2 研修機関の認定は、協会が当該組織と締結する研修機関の認定に関する契約（以下「研修機関契約」という。）において行う。

3 研修機関契約は、別紙第3のとおりとする。研修機関契約を締結した組織は、研修業務の範囲において、この要領及び研修機関契約に定めるところに従い、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

4 協会は、申請組織と研修機関契約を締結したときは、当該組織に対し様式第4によるプライバシーマーク審査員研修機関認定証を交付する。

5 研修機関契約の有効期間は、締結の日から2年とする。

6 研修機関の認定を否とする旨の決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。

7 協会と研修機関契約を締結した組織は、別に定めるプライバシーマーク審査員研修機関登録料（以下「登録料」という。）を協会に納付しなければならない。

8 事業者は、納付した登録料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

（基準に基づく研修業務の実施）

第34条の9 研修機関は、別に定める基準と同等の内容を含む研修業務の実施に関する規程を定め、研修業務の実施に当たっては、当該規程によらなければならない。

2 研修機関は、前項の規程を定めたときは、その写しを協会に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第34条の10 研修機関は、第34条の5の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、速やかに協会に報告しなければならない。

（研修機関の登録）

第34条の11 協会は、所定の登録簿を備え、研修機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

（1）研修機関名及び代表者名

（2）研修機関所在地

（3）事業の概要

（4）認定の日（研修機関契約の締結日をいう。）及びその更新の日（研修機関契約の更新の日をいう。）並びにその有効期間（研修機関契約の有効期間をいい、その更新後の有効期間を含む。以下同じ。）

（5）受講対象者向けの問い合わせ窓口の所在に関する情報

2 協会は、認定が有効期間の満了又は取消しにより効力を失ったときは、当該組織について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。

（研修機関契約の更新）

第34条の12 研修機関は、研修機関契約の有効期間（この項の規定により研修機関契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、協会の審査を受

けて、研修機関契約の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする研修機関は、研修機関契約の有効期間の満了前3か月以内2か月前までに、次の申請書類を協会に提出しなければならない。

(1) 所定の様式による更新申請書

(2) 第34条の5第2号から第9号までに掲げる書類

3 協会は、審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、第1項の更新の可否について決定し、更新を可とする旨決定したときは研修機関契約を当該決定した日をもって更新しその旨を、更新を否とする旨決定したときはその旨を、研修機関に通知する。

4 更新後の研修機関契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。

5 協会が前項の規定により研修機関契約を更新し、又は更新を否とする旨決定するまでの間は、研修機関契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。ただし、有効期間の満了後に経過した期間については、前項の規定により、更新後の研修機関契約の期間に算入する。

6 協会は、第3項の規定により研修機関契約を更新したときは、研修機関に対し更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク審査員研修機関認定証を交付する。

7 第34条の6第3号、第34条の7及び第34条の8第6項の規定は、第1項の更新について準用する。

8 第34条の14第1項から第3項までの規定は、第1項の規定による更新の審査についても準用する。

(事故の報告)

第34条の13 研修機関は、個人情報の取扱いに関する事故等が発生した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。

(調査)

第34条の14 協会は、プライバシーマーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、研修機関に対し研修業務の実施状況について報告を求めることができる。

2 協会は、必要があると認めるときは、当該研修機関の事務所及び研修の調査を行うことができる。

3 協会は、前項の規定に基づいて実施した調査に係る経費について、協会の規定に基づき、研修機関に請求することができる。

(勧告又は要請)

第34条の15 協会は、前条に規定する調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、研修機関に対し研修業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。

(認定の取消し)

第34条の16 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プライバシーマーク制度委員会

の審議を経て、当該組織に対する研修機関の認定を将来に向かって取り消すことができる。

(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 研修機関が正当な理由なく第34条の14に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の報告をしたとき。

(3) 研修機関が正当な理由なく前条の規定による要請に従わないとき。

(4) 研修機関が第34条の6第3号に該当するに至ったとき。

(5) 第34条の8第7項に規定する登録料を、協会が請求してから3ヶ月以内に納付しないとき。

2 前項の規定による取消しは、協会が当該組織と締結した研修機関契約を解除することにより行う。

3 第1項の規定による取消しを受けた組織は、以後研修業務の実施を中止し、プライバシーマーク審査員研修機関認定証を協会に返納しなければならない。

4 協会は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

(取消しの効果)

第34条の17 前条第1項の規定による取消しを受けた組織が当該取消し前に受講対象者に発行した受講証明書又は合格証明書は、当該受講対象者の責めに帰すべき事由のないときは、当該取消しによって効力を失わない。

第6章 協会が行う業務

(業務の実施)

第35条 協会は、プライバシーマーク制度の運用に支障があると認めるときは、指定業務又は研修業務を自ら行うことができる。

2 第6条から第10条まで、第11条(第3項を除く。)、第12条、第13条(第2項及び第5項を除く。)、第14条から第21条の2まで並びに第22条の規定は、協会が指定業務を行う場合について準用する。

3 前項において準用する第13条第1項のプライバシーマーク付与契約は、別紙第1-ロのとおりとする。

(改善措置及び付与契約の解除)

第36条 協会は、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関がプライバシーマーク付与認定をした事業者に対し、第20条から第21条の2までに規定する措置を自らとることができる。

2 協会は、前項の規定により第21条の規定による一時停止を行った場合において当該事業者が正当な理由なくこれに従わないとき、終了条件を満たさないため一時停止が1年を超えたとき又は終了条件を満たすことなくプライバシーマーク付与契約の解除を申し出たときは、当該事業者

と締結したプライバシーマーク付与契約を将来に向かって解除することができる。

3 前項の規定による解除を受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。

4 協会は、第2項の規定による解除をしたときは、その旨を指定機関に通知し、及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。

第6章の2 異議の申出

(事業者からの異議の申出)

第36条の2 事業者は、指定機関又は協会が事業者に対して決定した措置について、1ヶ月以内に異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するため、申請が受けられない旨を通知されたとき
- (2) 第9条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定
- (3) 第10条第5項の規定に基づく審査の中断又は打切り
- (4) 第10条第6項の規定に基づく審査の打切り
- (5) 第11条第1項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定
- (6) 第12条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定
- (7) 第13条第7項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の失効
- (8) 第14条第3項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の失効
- (9) 第21条第1項の規定に基づく措置
- (10) 第36条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与契約の解除

3 第1項の異議の申出の手続については、指定機関及び協会が別に定める。

(協会への異議の再申出)

第36条の3 前条の規定に基づく異議の申出につき、指定機関が下した裁定に不服がある事業者は、1ヶ月以内に協会に再審査を申し出ることができる。ただし、協会が下した裁定についてはこの限りではない。

2 前項の手続については、別に定める。

(指定機関等からの異議の申出)

第36条の4 指定機関の指定を受けようとする者又は指定機関（以下「指定機関等」という。）は、協会が指定機関等に対して決定した措置について、1ヶ月以内に異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。

- (1) 第24条各号のいずれかに該当するため、申請が受けられない旨を通知されたとき
- (2) 第26条第1項の規定に基づく、指定機関の指定を否とする旨の決定
- (3) 第30条第3項の規定に基づく、指定機関の指定の更新を否とする旨の決定

(4) 第33条第1項の規定に基づく、指定機関の指定の取消し

3 第1項の異議の申出の手続については別に定める。

(研修機関等からの異議の申出)

第36条の5 研修機関の認定を受けようとする者又は研修機関(以下「研修機関等」という。)は、協会が研修機関等に対して決定した措置について、1ヶ月以内に異議を申し出ることができる。

2 異議の申出ができる事項は、次の各号とする。

(1) 第34条の6各号のいずれかに該当するため、申請が受け付けられない旨を通知されたとき。

(2) 第34条の8第1項の規定に基づく、研修機関の認定を否とする旨の決定

(3) 第34条の12第3項の規定に基づく、研修機関の認定の更新を否とする旨の決定

(4) 第34条の16第1項の規定に基づく、研修機関の認定の取消し

3 第1項の異議の申出の手続については、別に定める。

第7章 委員会及び事務局

(プライバシーマーク制度委員会)

第37条 協会にプライバシーマーク制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第38条 委員会は、この要領に規定する事項のほか、プライバシーマーク制度の企画立案及び運用に関する重要事項について審議する。

(委員等)

第39条 委員会の委員は、個人情報の取扱い及び保護に関し学識経験がある者の中から協会の会長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員会の事務は、プライバシーマーク事務局が処理する。

(プライバシーマーク事務局)

第40条 協会にプライバシーマーク事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局は、プライバシーマーク制度の企画立案及び運用並びに普及に関する事務をつかさどる。

3 事務局に事務局長を置く。

(相談等窓口)

第41条 事務局にプライバシーマーク制度の運用に関する事業者、本人及び消費者からの質問、相談、苦情等に対応するための窓口を置く。

第8章 雑則

(公的機関への協力)

第42条 協会は、所管庁その他公的機関の個人情報の保護に関する行政に資するため、当該公的機関からプライバシーマーク制度の運営状況について報告が求められたときは、これに協力するものとする。

(協会、指定機関及び研修機関の協力)

第43条 協会、指定機関及び研修機関は、プライバシーマーク制度の適正な運用のために必要と認めるときは、相互に連絡、協力するものとする。

附 則

この要領は、平成10年11月24日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則

本要領の改正は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

本要領の改正は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

本要領（第17条第2項）の改正は、平成15年10月1日から施行するが、平成16年4月1日以降に有効期間が満了になる事業者から適用される。それまでに有効期間が満了になる事業者（平成15年1月1日から平成16年3月31日までに満了になる事業者）については、経過措置期間に配慮して、それぞれ1か月前から4か月前までの期間内に申請できるものとする。

附 則

本要領の改正は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

本要領の改正は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

本要領の改正は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

本要領の改正は、第25条の改正を除き、平成20年8月8日から施行する。

第25条の改正は、平成20年11月1日から施行する。

様式第1 (プライバシーマーク)



プライバシーマーク使用
許諾証



■認定番号 {認定番号}

■事業所の名称及び所在地
{事業所の名称}
{事業所の所在地}

■認定の有効期限
{平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日}

■認定した指定機関
{認定した指定機関の名称}

財団法人 日本情報処理開発協会

JIPDEC

プライバシーマーク付与認定指定機関
指 定 証



■ 指定機関を示すコード {コード}

■ 名称及び所在地
 {指定機関の名称}
 {指定機関の所在地}

■ 指定の有効期限
 {平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日}

財団法人 **日本情報処理開発協会**

JIPDEC

プライバシーマーク審査員研修機関
認定証



■ 研修機関を示すコード {コード}

■ 名称及び所在地
{研修機関の名称}
{研修機関の所在地}

■ 認定の有効期限
{平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日}

財団法人 **日本情報処理開発協会**

JIPDEC

別紙第1-I

プライバシーマーク付与契約

財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの付与について、次のとおり契約する。

（プライバシーマーク使用の許諾）

第1条 甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第3条第3項に規定するプライバシーマークの通常使用权を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。

（使用料）

第2条 乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。

2 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

（使用許諾証）

第3条 甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。

（使用上の制限）

第4条 乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。

2 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規程」に従って使用しなければならない。

（申請事項の変更）

第5条 乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに指定機関に報告しなければならない。

（改善措置等）

第6条 甲は、乙に対し要領第36条の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。

2 甲は、要領第11条第2項の規定により指定機関が要領第4章に規定する措置をとることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

3 乙は、要領第19条の2の規定に基づき個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに指定機関に報告しなければならない。

(プライバシーマークの使用停止、契約の解除及び失効)

第7条 甲は、要領第36条第1項の規定により、乙によるプライバシーマークの使用の許諾を一時停止させることができる。この場合において、乙は、一時停止が終了するまでは、プライバシーマーク付与認定に関する宣伝及びプライバシーマークの使用を停止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。

2 甲は、要領第36条第2項の規定によるほか、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

3 乙に対するプライバシーマーク付与認定が要領第22条第1項の規定により取り消され、又は甲が前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第8条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とする。

2 本契約の更新については、要領第3章に定めるところによるものとする。

(条項の解釈)

第9条 本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
財団法人日本情報処理開発協会
〔会長名〕

乙 〔事業者住所〕
〔事業者名〕
〔代表者名〕

別紙 プライバシーマーク使用規程

1. プライバシーマークの表示

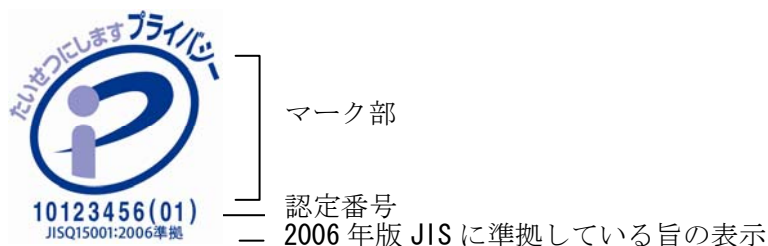
(1) プライバシーマークは、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。又、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものによること。

(2) プライバシーマークは、下記に示すように、認定番号を付して表示すること。

イ) JIS Q 15001:1999で認定の場合



ロ) JIS Q 15001:2006で認定の場合



(3) プライバシーマーク付与認定番号は、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。

(4) プライバシーマーク付与認定が、乙の事業または事業所の一部について行われた場合は、下記に示すように付与認定の範囲を告知する文言を付してプライバシーマークを表示すること。

(JIS Q 15001 : 2006による認定ではこの項は対象にならない。)



2. ホームページでの使用

プライバシーマークをホームページに使用する場合は、甲が別に定める方法に従うこと。

プライバシーマーク付与契約

財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの付与について、次のとおり契約する。

（プライバシーマーク使用の許諾）

第1条 甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第3条第3項に規定するプライバシーマークの通常使用権を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。

（使用料）

第2条 乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。

2 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

（使用許諾証）

第3条 甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。

（使用上の制限）

第4条 乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。

2 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規程」に従って使用しなければならない。

（申請事項の変更）

第5条 乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに甲に報告しなければならない。

（改善措置等）

第6条 甲は、乙に対し要領第35条第2項において準用する要領第4章の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。

2 乙は、要領第19条の2の規定に基づき個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

（プライバシーマークの使用停止、契約の解除及び失効）

第7条 甲は、要領第21条の2の規定により、乙によるプライバシーマークの使用の許諾を一時停止させることができる。この場合において、乙は、一時停止が終了するまでは、プライバシーマーク付与認定に関する宣伝及びプライバシーマークの使用を停止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。

2 甲は、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

3 甲が要領第35条第2項において準用する要領第22条第1項の規定により乙に対するプライバシーマーク付与認定を取り消し、又は前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第8条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とする。

2 本契約の更新については、要領第35条第2項において準用する要領第3章に定めるところによるものとする。

(条項の解釈)

第9条 本契約および要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
財団法人日本情報処理開発協会
〔会長名〕

乙 〔事業者住所〕
〔事業者名〕
〔代表者名〕

別紙 プライバシーマーク使用規程

1. プライバシーマークの表示

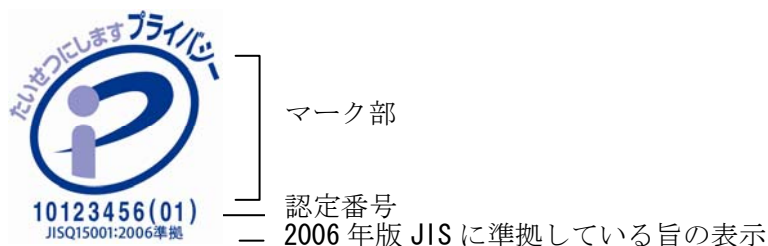
(1) プライバシーマークは、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。又、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものによること。

(2) プライバシーマークは、下記に示すように、認定番号を付して表示すること。

イ) JIS Q 15001:1999で認定の場合



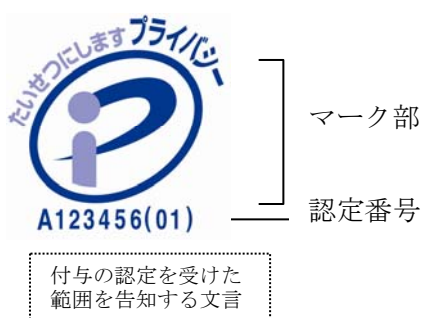
ロ) JIS Q 15001:2006で認定の場合



(3) プライバシーマーク付与認定番号は、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。

(4) プライバシーマーク付与認定が、乙の事業または事業所の一部について行われた場合は、下記に示すように付与認定の範囲を告知する文言を付してプライバシーマークを表示すること。

(JIS Q 15001 : 2006による認定ではこの項は対象にならない。)



2. ホームページでの使用

プライバシーマークをホームページに使用する場合は、甲が別に定める方法に従うこと。

別紙第2

プライバシーマーク付与認定指定機関の指定に関する契約

財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔組 織 名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマーク付与認定指定機関の指定について、次のとおり契約する。

（指定）

第1条 甲は、乙を甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第5条第1項のプライバシーマーク付与認定指定機関（以下「指定機関」という。）に指定し、乙は、要領及び本契約に定めるところに従い同条第2項に規定する指定業務を行う。

2 甲は、乙に対し要領第26条第4項のプライバシーマーク付与認定指定機関指定証を交付する。

（プライバシーマーク使用の許諾）

第2条 甲は、要領第26条第3項の規定に基づき、プライバシーマークの通常使用権を乙に許諾する。

2 乙は、指定業務の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、プライバシーマークを使用しなければならない。

3 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規程」に従って使用しなければならない。

（指定業務の実施）

第3条 乙は、要領第2章から第4章までの規定により指定業務を行うものとする。

2 乙は、要領第27条第1項のプライバシーマーク制度運営に関する規程を定め、指定業務の実施に当たっては、当該規程によらなければならない。

3 乙は、前項の規程を定めたときは、要領第27条第2項の規定によりその写しを甲に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第4条 乙は、要領第23条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、要領第28条の規定によりすみやかに甲に報告しなければならない。

（改善措置等及び契約の失効）

第5条 甲は、乙に対し要領第31条から第33条までの規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。

2 甲は、要領第33条第1項の規定により乙に対する指定機関の指定を取り消すときは、同条第2項の規定により本契約を将来に向かって解除するものとする。

3 甲が前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後指定業務の実施を中止し、プライバシーマーク付与認定指定機関指定証を甲に返納しなければならない。

4 乙は、要領第30条の2の規定に基づき個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(有効期間及び更新)

第6条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から2年間とする。

2 本契約の更新については、要領第30条に定めるところによるものとする。

(条項の解釈)

第7条 本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館内

財団法人日本情報処理開発協会

[会長名]

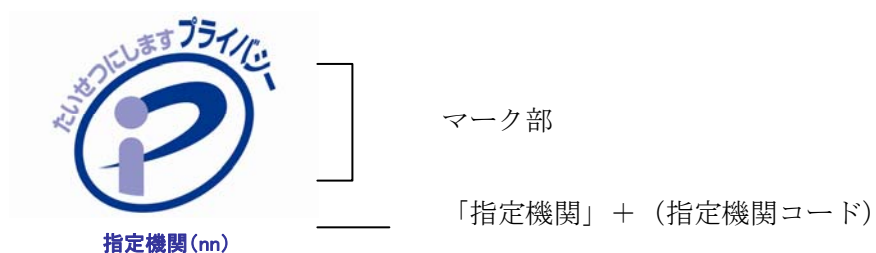
乙 [指定機関住所]

[指定機関名]

[代表者名]

別紙 プライバシーマーク使用規程

1. プライバシーマークは、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。また、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものによること。
2. プライバシーマークは、下記に示すように、「指定機関」の後に指定機関コードを付して表示すること。



別紙第3

プライバシーマーク審査員研修機関の認定に関する契約

財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔組織名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマーク審査員研修機関の認定について、次のとおり契約する。

（認定）

第1条 甲は、乙を甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第34条の4第1項のプライバシーマーク審査員研修機関（以下「研修機関」という。）に認定し、乙は、要領及び本契約に定めるところに従い同条第2項に規定する研修業務を行う。

2 甲は、乙に対し要領第34条の8第4項のプライバシーマーク審査員研修機関認定証を交付する。

（登録料）

第2条 乙は、プライバシーマーク審査員研修機関登録料として、甲に対し〔 〕円（消費税額を含む。）を納付しなければならない。本契約の更新があったときも同様とする。

2 乙は、いったん納付した登録料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

（プライバシーマーク使用の許諾）

第3条 甲は、要領第34条の8第3項の規定に基づき、プライバシーマークの通常使用権を乙に許諾する。

2 乙は、研修業務の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、プライバシーマークを使用しなければならない。

3 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規程」に従って使用しなければならない。

（研修業務の実施）

第4条 乙は、要領第5章の3の規定により研修業務を行うものとする。

2 乙は、要領第34条の9第1項に規定する研修業務に関する規程を定め、研修業務の実施に当たっては、当該規程によらなければならない。

3 乙は、前項の規程を定めたときは、要領第34条の9第2項の規定によりその写しを甲に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第5条 乙は、要領第34条の5の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、要領第34条の7の規定により速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙が、受講対象者に発行する受講証明書及び合格証明書の様式を変更するときは、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

(改善措置等及び契約の失効)

第6条 甲は、乙に対し要領第34条の14から第34条の16までの規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。

2 甲は、要領第34条の16の第1項の規定により乙に対する研修機関の認定を取り消すときは、同条第2項の規定により本契約を将来に向かって解除するものとする。

3 甲が前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後研修業務の実施を中止し、プライバシーマーク審査員研修機関認定証を甲に返納しなければならない。

4 乙は、要領第34条の13の規定に基づき個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(有効期間及び更新)

第7条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から2年とする。

2 本契約の更新については、要領第34条の12に定めるところによるものとする。

(条項の解釈)

第8条 本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
財団法人日本情報処理開発協会
〔会長名〕

乙 〔研修機関住所〕
〔研修機関名〕
〔代表者名〕

別紙 プライバシーマーク使用規程

1. プライバシーマークは、甲の「プライバシーマーク規定書」によること。また、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものによること。
2. プライバシーマークは、下記に示すように、「研修機関」の後に研修機関コードを付して表示すること。

